

保護者各位

東京都立豊多摩高等学校
校 長 栃倉 和則
(公印省略)

令和 5 年度 学校徴収金基本計画について

このことについて『学校徴収金事務取扱規程』第 2 条の規定に基づき、下記のとおり策定します。

記

1 学校徴収金の種類

(1) 学年積立金 (2) 学友会費 (3) P T A 会費

2 学校徴収金の徴収目的

学年または学級全員が共通して使用する教材・教具等の経費、学友会活動に要する経費及び P T A 活動のために要する経費を一括して徴収することにより、関係者相互の利便を図り、適正かつ効率的な運営を確保することを目的とします。

3 学校徴収金の種類別徴収金額

(※徴収日は前後することがございます。)

第 1 学 年	徴収日	~3 月 13 日	5 月 15 日	9 月 29 日	合計
	学年積立金	49,000	35,500	35,500	120,000
	学友会費	0	5,000	0	5,000
	PTA 会費	0	3,500	0	3,500
	計	49,000	44,000	35,500	128,500
	口座に準備 頂く金額	49,000	44,030	35,530	

※ 第 1 学年の初回分は、3 月 13 日までに「払込取扱票」によりゆうちょ銀行で既に払い込みいただいております。

※ ご登録いただいたゆうちょ銀行口座より自動引落です。なお、一回の引落につき 30 円の事務手数料が掛かります。各月の徴収金額合計に 30 円を加算した金額を、徴収日前日までに、登録いただいたゆうちょ銀行口座にご準備ください。

第 2 学 年	徴収日	5 月 15 日	9 月 29 日	合計
	学年積立金	50,000	50,000	100,000
	学友会費	5,000		5,000
	PTA 会費	3,500		3,500
	計	58,500	50,000	108,500
	口座に準備 頂く金額	58,530	50,030	

※ ご登録いただいたゆうちょ銀行口座より自動引落です。なお、一回の引落につき 30 円の事務手数料が掛かります。各月の徴収金額合計に 30 円を加算した金額を、徴収日前日までに、登録いただいたゆうちょ銀行口座にご準備ください。

第3学年	徴収日	5月15日	合計
	学年積立金	10,000	10,000
	学友会費	5,000	5,000
	PTA 会費	3,500	3,500
	計	18,500	18,500
口座に準備 頂く金額	18,530		

※ ご登録いただいたゆうちょ銀行口座より自動引落です。なお、一回の引落につき 30 円の事務手数料が掛かります。徴収金額合計に 30 円を加算した金額を、徴収日前日までに、登録いただいたゆうちょ銀行口座にご準備ください。

4 徴収方法

当校が委託している収納代行業者(株式会社ゆうちょ銀行)による口座振替により、既に登録いただいているゆうちょ銀行口座から上記該当日に徴収します。徴収金額に 30 円を加算した金額を振替日前日(土日にあたる場合はその前日)までに口座へご準備ください。

5 預託する金融機関

ゆうちょ銀行